

令和元年 12 月 2 日
八 尾 市

単品スライド条項に基づき減額変更を請求する場合の運用の拡充について

八尾市発注の建設工事に関して、このたび、建設工事請負契約書第 25 条第 5 項の「単品スライド条項」に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合の運用について、下記のとおり対象資材として「アスファルト合材類」及び「コンクリート類」を追加しましたので、お知らせします。

記

- 1 適用日 : 令和元年 12 月 2 日
- 2 対象工事 : 適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事
- 3 対象資材 : 「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」及び「コンクリート類」
- 4 八尾市の負担 : 対象資材の価格変動に伴う減額部分の内、
対象請負額の 1% を超える額

なお、運用基準の主な項目は別紙を参照してください。

* 「単品スライド条項」とは、特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しく変動し、契約金額が不適當になった場合に契約金額の変更を可能とするものです。

* 個別案件の具体的な内容につきましては、各工事担当課にお問合せ下さい。

主な運用基準について

- 1 対象工事
適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約工事。
- 2 対象となる工事資材
「鋼材類」、「燃料油」、「アスファルト合材類」及び「コンクリート類」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油、レディーミクストコンクリート（生コン）、セメント及びコンクリート二次製品など）
- 3 減額変更の対象
資材ごとに実際の搬入時、購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算（経費の変更は行わない）した場合に、対象請負額の1%を超える額。
- 4 スライド条項の適用手続き
(1) 申請時期・契約変更時期
工期末の2ヶ月前までに請求 → 工期末に契約変更
- 5 スライド額の計算で用いる単価
(1) 鋼材類、アスファルト合材類及びコンクリート類
現場に搬入された月に基づく実勢価格
(2) 燃料油
購入された月に基づく実勢価格
(注) 実際に購入した際の鋼材類の購入金額、燃料油の購入金額の方が、実勢価格よりも高い場合は、実際の購入金額を用います。
- 6 スライド額の計算で用いる対象数量
(1) 設計図書に記載された数量
(2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- 7 スライド額の計算
スライドの対象となった資材について、上記5の単価と上記6の数量を用いて再積算（経費の変更は行わない）した請負金額と、スライド前の請負金額の差額から、スライド前の請負金額の1%相当額を減じます。
- 8 運用基準
(1) 単品スライド条項の運用基準について [平成20年9月8日八尾市]
(2) 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(暫定版)
[平成20年7月16日国土交通省]
(注) 各運用基準等に記載されている「主要な工事材料」は鋼材類、燃料油、アスファルト合材類及びコンクリート類に、「消費税率」は適宜読み替えて運用するとする。